

令和6年度教科等研究団体支援事業実施要項(小・中学校の部)

和歌山県教育委員会

1 目的

各地域の教科等研究団体（以下、「研究団体」という。）が実施する研究会等に対し、県教育委員会が講師招聘の支援を行うことで、教員としての資質及び授業力の向上を図る。

2 支援内容

研究団体が実施する研究会等の講演、研究授業や公開授業等の指導助言等を行う講師招聘に係る謝金・旅費を県の規定の範囲内において県教育委員会が負担する。

- ・ 支援対象となる研究団体は、県、地方、市町村単位で構成される研究団体とする。
- ・ 支援対象となる研究会等は、学校教育の振興を図るためのものとする。
- ・ 謝金及び旅費の額は、別表のとおりとする。
- ・ オンラインによる講演等に係る謝金も対象とする。
- ・ 支援は、1研究団体に対し、原則2回までとする。
- ・ 1回の研究会等で支援できる講師の人数は、原則2名までとする。
- ・ 講師については、県教育委員会と主催者が協議の上決定する。

3 事業実施の流れ

- (1) 事業の実施を希望する研究団体は、講師派遣申請書（別紙様式1）を、所管する教育事務所に提出し、教育事務所と協議の上、講師を決定する。
- (2) 研究団体は、教科等研究団体支援事業計画書（別紙様式2）を作成し、研究会等実施日の少なくとも30日前までに、開催要項を添えて、和歌山県教育庁学校教育局義務教育課（以下「（県）義務教育課」という。）に提出する。募集は随時行い、教科等研究団体支援事業計画書の最終提出締切日を令和7年1月31日（金）とする。
- (3) （県）義務教育課は、提出された教科等研究団体支援事業計画書の内容を精査し、支援の可否を決定し、適当と認めたときは教科等研究団体支援決定通知書により、当該申請をした研究団体に通知をする。（県）義務教育課は、講師及びその所属長宛て派遣依頼を行う。
- (4) 研究団体は、教科等研究団体支援事業計画書で企画した研究会等を実施する。
- (5) 研究団体は、研究会等実施後、15日以内に教科等研究団体支援事業実績書（別紙様式3）を（県）義務教育課へ提出する。教科等研究団体支援事業実績書の最終締切を令和7年2月28日（金）とする。
- (6) （県）義務教育課は講師へ謝金及び旅費を支払う。

4 その他

本事業実施に係る運営及びその他必要な事項等については、県教育委員会から別途通知する。

(別表)

謝金及び旅費

区 分	講 師 謝 金		旅 費
	単 位	限度額 (円)	
大学教授 (相当者を含む)	1 時間あたり	6,000	その他の職員相当旅費内
	1 日あたり	24,000	
大学准教授 (相当者を含む)	1 時間あたり	5,000	
	1 日あたり	20,000	
高校等の教諭 (相当者を含む)	1 時間あたり	3,500	
	1 日あたり	14,000	